

# 三条市農業委員会総会議事録

日 時 平成26年5月30日 午前9時30分

場 所 三条市役所 本庁舎4階全員協議会室

## 会議に付した議題

- 議第 1号 農用地利用集積計画について
- 議第 2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議第 3号 事業計画変更承認申請について
- 議第 4号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議第 5号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議第 6号 平成25年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価  
平成26年度の目標及びその達成に向けた活動計画について

## 報告事項

- 報第 1号 第1調査部会の調査結果報告について
- 報第 2号 正副部会長会議の結果報告について
- 報第 3号 基盤強化法の解約通知について
- 報第 4号 作付変更届について
- 報第 5号 農地法第3条の3第1項の届出について
- 報第 6号 あっせん譲受等候補者名簿の登載について

## その他

## 出席委員 33名

- |                |                |
|----------------|----------------|
| 1番 大 桃 伸 之 委員  | 2番 鶴 卷 純 一 委員  |
| 3番 内 山 敏 雄 委員  | 4番 村 井 善一郎 委員  |
| 5番 熊 倉 睦 委員    | 6番 捧 譽 委員      |
| 7番 阿 部 眞佐雄 委員  | 8番 刈 屋 一 夫 委員  |
| 9番 佐 藤 満 委員    | 10番 金 子 純 一 委員 |
| 11番 内 山 清 委員   | 12番 大 竹 一 雄 委員 |
| 13番 横 山 一 雄 委員 | 14番 村 山 佐喜雄 委員 |
| 15番 山ノ内 正 委員   | 16番 大 竹 正 信 委員 |
| 17番 廣 川 哲 也 委員 | 18番 田 邊 稔 委員   |
| 19番 五十嵐 俊 雄 委員 | 20番 坂 井 和 弘 委員 |
| 21番 阿 部 銀次郎 委員 | 22番 野 水 敏 秋 委員 |
| 23番 野 崎 文 夫 委員 | 24番 嘉 藤 太加雄 委員 |
| 25番 佐 藤 裕 雄 委員 | 26番 阿 部 新一郎 委員 |

27番 星野英治 委員      28番 藤田吉則 委員  
29番 渡邊一英 委員      32番 目黒伸一 委員  
33番 山田佳典 委員      34番 蒲澤正 委員  
35番 小林六一 委員

欠席委員      2名

30番 原正利 委員      31番 小師勉 委員

職務のため出席した事務局職員

事務局 長      堀 雅 志  
事務局 次 長      斎 藤 公 明  
経営基盤係副参事      麦 倉 政 勝  
経営基盤係主任      堀 江 定 昭

午前9時30分 開会及び開議

議長（野崎会長）

それでは定例総会を開会いたします。

出席状況を申し上げます。定員35名のところ、現在員35名、出席33名、欠席2名で会議は成立いたします。

なお、議事録の署名委員につきましては、定めにより私から指名をいたします。8番、刈屋一夫委員、29番、渡邊一英委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

議事に入る前に、議会推薦の選任委員2名の方が、市長からきょう辞令交付を受けられてございます。その方々の議席番号、所属部会について、私にご一任いただけるかどうか、お諮りをいたします。いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

異議なしと認め、私にご一任いただきました。

それでは、横山一雄委員の議席番号は13番、所属部会は第2調査部会と農政対策部会、また阿部銀次郎委員の議席番号は21番、所属部会は第3調査部会と農政対策部会をお願いしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、そのように決定させていただきます。

横山一雄委員は、13番の席へ、阿部銀次郎委員は、21番の席へ、着席願います。

ここでしばらくにして休憩に入りたいと思います。

（午前9時32分から午前9時35分まで休憩）

議長（野崎会長）

これより総会を再開いたします。

早速ですが、議事に入りたいと思います。

議第1号『農用地利用集積計画について』を議題といたします。

なお、9番、佐藤満委員は農業委員会等に関する法律第24条1項の規定に基づき、議事参与の制限により、本議案終了まで退席をお願いいたします。

(午前9時35分 9番佐藤 満委員退席)

議長（野崎会長）

では、事務局、説明願います。

事務局（堀事務局長）

それでは、議第1号『農用地利用集積計画について』ご説明いたします。

議案書の1ページをごらんいただきたいと思います。今月の申請は、21番、1件で、中野原地内の農地3筆、928㎡を新規により9年間利用権設定するものであります。

申請人の書類確認及び農地の効率的利用、農作業に常時従事すると認められることなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入る前に、先日調査部会で調査をいただいておりますので、その結果を報告願います。

第1調査部会長は、坂井会長代理の隣に着席願います。

14番、村山佐喜雄委員。

第1調査部会長（14番村山佐喜雄委員）

おはようございます。それでは、第1調査部会の調査結果についてご報告いたします。

第1調査部会では、5月26日午前9時から厚生福祉会館第2集会室におきまして、部会員と野崎会長出席のもと会議を開催いたしました。

事務局より日程説明、議案説明を受け、全案件について意見決定を経て、午前10時に閉会いたしました。

ただいま意見が求められております議第1号『農用地利用集積計画について』は、新規設定1件、合計件数1件、面積にして928㎡で、書類審査及び事務局からの詳細説明を受け、いずれも農地の効率的利用、農作業に常時従事すると認められることなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、全件承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。なお、委員の質問

等の発言については挙手をし、発言を求め、議長の許可を得てから発言を願います。

しばらくにして発言がないようですので、お諮りをいたします。議第1号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長(野崎会長)

それでは、異議ないものと認めます。

退席委員の着席を願います。

(午前9時45分 9番佐藤 満委員着席)

議長(野崎会長)

退席された委員に報告いたします。

議第1号『農用地利用集積計画について』は、部会長の調査報告のとおり全件承認相当といたしました。

以上です。

議長(野崎会長)

続きまして、議第2号『農地法第3条の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局(堀事務局長)

それでは、議第2号『農地法第3条の規定による許可申請について』ご説明いたします。

議案書の2ページお願いいたします。今月の申請は4件で、合計1万1,351㎡であります。

8番から順にご説明をいたします。

8番は、代官島地内ほかの農地計4筆、3,842㎡を譲り受け人が経営規模の拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり110万円であります。

続きまして、9番は、馬場地内の農地2筆、508㎡を譲り受け人が経営規模の拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり30万円であります。

続きまして、10番でございますが、笹岡地内ほかの農地計3筆、423㎡を譲り渡し人が高齢と病気のため、譲り受け人に贈与するものであります。

11番は、檜山地内ほかの農地計8筆、6,578㎡を経営の若返りを図るため、同一世帯内後継者が使用賃借権を設定するものであります。

なお、いずれも申請人の書類及び現地確認、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、下限面積を超えていることなど、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を全て満たしていると考えます。

以上でございます。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果報告を願います。

14番、村山委員。

第1調査部会長（14番村山佐喜雄委員）

議第2号『農地法第3条の規定による許可申請について』は、売買によるもの2件、贈与によるもの1件、使用貸借によるもの1件、合計件数4件、面積にして1万1,351㎡で、現地調査を含む書類審査及び事務局の現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも譲り受け人の経営面積、機械、労働力、技術、下限面積などの許可要件を全て満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第2号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第3号『事業計画変更承認申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（堀事務局長）

それでは、議第3号『事業計画変更承認申請について』ご説明いたします。

議案書の4ページをお願いいたします。今月の申請は3件で、合計6,94㎡でございます。

3番は、三竹2丁目地内の農地1筆、51㎡を贈与により取得し、駐車場及び雪おろし場の用地として既存宅地と一体利用したいものです。場所につきましては、JR東三条駅南東500m付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内にあることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

なお、本申請につきましては、議第5号の10番で農地法第5条の許可申請がなされております。

続きまして、4番、5番は計画変更のみの申請であります。

4番は、石上2丁目地内の農地1筆、529㎡を共同住宅1棟、駐車場の用地として利用したいものです。場所につきましては、三条市消防本部北側500m付近で、都市

計画用途地域の第1種住居地域内にあることから、第3種農地と判断されます。

なお、本申請につきましても、議第4号の3番で農地法第4条の許可申請がなされており、

続きまして、5番は、三竹2丁目地内の農地1筆、114㎡を物置1棟の用地として利用したいものです。場所につきましては、先ほど説明いたしました3番の西側隣接地で、同じく都市計画用途地域の第1種住居地域内にあることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

なお、いずれも申請人の書類及び現地確認をし、立地基準及び一般基準などの許可要件を全て満たしていると考えます。

以上でございます。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果を報告願います。

14番、村山委員。

第1調査部会長（14番村山佐喜雄委員）

議第3号『事業計画変更承認申請について』は、件数にして3件、面積にして694㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、全件承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第3号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第4号『農地法第4条の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（堀事務局長）

それでは、議第4号『農地法第4条の規定による許可申請について』ご説明いたします。

議案書の5ページをお願いいたします。今月の申請は3件で、計1,072㎡であり

ます。

3番から順に説明をいたします。

3番は、先ほど議第3号の4番でご説明させていただきました内容と同じでございますので、説明につきましては省略をさせていただきます。

4番は、柳場新田地内の農地2筆、234㎡を作業所1棟及び物置1棟の用地として利用したいものです。場所につきましては、旭小学校東側700m付近で、住宅等が連たんする区域内であることから、第3種農地と判断されます。

続きまして、5番は、花淵地内の農地1筆、309㎡を農家住宅1棟、作業所兼物置1棟用地として、既存宅地と一体利用したいものです。場所につきましては、県農業総合研究所畜産研究センター北側800m付近で、住宅等か連たんする区域内であることから、第3種農地と判断されます。

なお、いずれも申請人の書類及び現地確認をし、立地基準及び一般基準などの許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果を報告願います。

14番、村山佐喜雄委員。

第1調査部会長（14番村山佐喜雄委員）

議第4号『農地法第4条の規定による許可申請について』は、件数にして3件、面積にして1,072㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第4号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

なお、ただいま許可相当とした案件については県農業会議へ諮問し、答申があった後に許可といたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第5号『農地法第5条の規定による許可申請について』を議題といた

します。

事務局、説明願います。

事務局（堀事務局長）

それでは、議第5号『農地法第5条の規定による許可申請について』ご説明をいたします。

議案書の8ページをお願いいたします。今月の申請は5件で、合計1,516.42㎡であります。

6ページにお戻りをお願いいたします。

10番は、議第3号の3番でご説明させていただきました内容と同じでございますので、説明については省略をさせていただきます。

1枚おはぐりいただいて7ページをお願いいたします。

11番は、北入蔵3丁目地内の農地1筆、187㎡を売買により取得し、物置1棟及び駐車場の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約3万9,000円であります。場所につきましては、三条東病院南側200m付近で、住宅等が連たんする区域内であることから、第3種農地と判断されます。

続きまして、12番は、月岡4丁目地内の農地1筆、112㎡を売買により取得し、駐車場の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約6,000円あります。場所につきましては、槻の森運動公園北側100m付近で、住宅等が連たんする区域内であることから、第3種農地と判断されます。

続きまして、13番は、西本成寺1丁目地内の農地1筆、1,023㎡を売買により取得し、社会福祉事業用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約2万4,000円あります。場所につきましては、障害福祉サービス事業所杉の子工房南側100m付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内にあることから、第3種農地と判断されます。

14番は、帯織地内の農地3筆、143.42㎡を売買により取得し、住宅1棟及びカーポートの用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約3万1,000円あります。場所につきましては、JR帯織駅西側400m付近で、住宅等が連たんする区域内であることから、第3種農地と判断されます。

以上、5件につきましては、いずれも申請人の書類及び現地確認し、立地基準及び一般基準などの許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果を報告願います。

14番、村山委員。

第1調査部会長（14番村山佐喜雄委員）

議第5号『農地法第5条の規定による許可申請について』は、件数にして5件、面積



にして1, 516. 42㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をお願いします。

しばらくにして発言がないようですので、お諮りをいたします。議第5号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

なお、ただいま許可相当とした案件については県農業会議へ諮問し、答申があった後に許可といたします。

第1調査部会長は自席へお戻りください。どうもご苦労さまでした。

議長（野崎会長）

続きまして、議第6号『平成25年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価』、『平成26年度の目標及びその達成に向けた活動計画について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（堀事務局長）

それでは、お手元の議第6号、ホチキスで閉じてある五、六枚つづつある議案でございます。議第6号についてご説明を申し上げます。

議第6号『平成25年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価』、『平成26年度の目標及びその達成に向けた活動計画について』お諮りをいたします。

議案をお願いしたいと思います。このことにつきましては、3月の総会で（案）としてお諮りをし、4月1日から4月30日まで農業委員会事務室及びホームページで縦覧を行い、農業者等からの御意見を求めましたが、ご意見はございませんでした。

そこで、平成25年度の目標及びその達成に向けた活動の点検、評価及び平成26年度の目標及びその達成に向けた活動計画をお手元の議案のとおりと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

ただいまの説明の中で皆様のほうから何かご意見がございましたらお願いいたしたいと思っております。ありませんか。

しばらくにしてないようですので、お諮りをいたします。議第6号につきましては、報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長(野崎会長)

それでは、異議ないものと認めます。

議長(野崎会長)

以上で議事が終わりましたので、報告事項に移ります。

報第1号につきましては、ただいま議事の中で報告をいただいておりますので、省略をいたします。

議長(野崎会長)

それでは、最初に報第2号『正副部会長会議の結果報告について』を事務局、説明報告お願いいたします。

事務局(堀事務局長)

(別添報告書により説明)

議長(野崎会長)

ありがとうございました。

報第2号の報告の中でご質問がございましたらご発言いただきたいと思います。私のほうから補足説明を、簡単に説明させていただきますが、正副部会長研修について、今回局長の説明のとおりJAにいがた南蒲の青年部との交流会ということで、今現在新規就農者あるいは担い手を育成せよという国から沙汰が出ておりますが、ほかの市町村の会長さんから話を伺ってみますと結構やっているということで、内容については自由に討論会というのですか、話をした中で若い人たちは農業に対してどういうふうに取り組んでいるのか、考えているのかということを知った上で、またそれに対して解決策ということではできないけれども、我々農業委員会として若い人の考えをどういうふうに取り入れたら良いかということをお勉強するためにやっているという話を伺っております。

若い人たちは、皆さんも経験があるかと思うのですが、大人と面と向かって話をするというのはちょっと苦手なような気がいたします。それで、大勢だとかえって意見を出しづらいだろうということで、正副部会長及び皆さん方から数名、また、出たいという方がおりましたら出席していただき、話を聞いていただければなと思っております。全員の出席だと私は認識しております。また、出席したいという方がおられましたら、来週中でもいいですから、事務局のほうへ連絡とっていただければと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

皆さん何か意見ありませんか。

ないようですので、報第2号の報告を終了いたします。

続きまして、報第3号から報第6号まで、続けて事務局より報告をお願いいたします。

(別添報告書により説明)

議長(野崎会長)

ありがとうございました。

それでは、報第3号から報第6号の報告の中でご質問がございましたらご発言いただきたいと思ひます。

ご発言がないようですので、報告事項を終わります。

議長（野崎会長）

続きまして、来月の調査部会開催案内をお願いいたします。

第3調査部会長、4番、村井委員、お願いいたします。

第3調査部会長（4番村井善一郎委員）

来月は、第3調査部会の当番でございます。6月25日午前9時から厚生会館第2集会室で会議を開催いたします。関係委員は、出席をお願いします。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

なお、来月の総会は30日を予定しておりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、長時間にわたりましてご審議いただきまして、まことにありがとうございました。

以上をもちまして定例総会を閉会といたします。

午前11時00分 閉会

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名捺印する。

三 条 市 農 業 委 員 会 会 長

---

議 事 録 署 名 委 員 ( 8 番 )

---

議 事 録 署 名 委 員 ( 2 9 番 )

---